

松川村有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、松川村有料広告掲載要綱（平成20年松川村要綱第 号）第4条第2項の規定により広告媒体に掲載できる広告に関する基準を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 村の広告媒体に掲載する広告は、信用性及び信頼性が持てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類する業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ販売
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第4条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のアからケまでのいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
 - エ 村の広告の運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与え

るおそれのあるもの

ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のアからキまでのいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現

イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 人材募集に係る広告であって、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品に係るもの

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に係るもの

キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護又は健全育成の観点から適切でないものとして、次のアからカまでのいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例である場合、広告内容に関連する場合その他の表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(松川村行政公式ホームページに関する基準)

第 5 条 松川村行政公式ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についても、この基準を適用する。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。